

## 「領収書等」の必要記載事項について

政治資金規正法において、政治団体は、それぞれの政治団体の区分に応じて、一定の支出に係る「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の3事項を記載した「領収書その他の支出を証する書面」（法律上「領収書等」と定義）を徴収する義務が課されている。

### 【I】

政治資金適正化委員会では、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて支出状況の確認に活用できるよう、政治資金監査マニュアルを平成22年9月に改定している。

また、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（平成23年3月）において、検討の方向性が以下のとおり記されている。

単一の書面に必要記載事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて支出を証すべき書面として取り扱うことについて

（中略）

法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとする事については、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当である。

そこで、平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書についての都道府県選挙管理委員会に対するアンケート調査において、必要記載事項に不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて支出状況の確認に活用できる取扱いに関する質問を行った。

結果は次ページのとおり。

(単位：選管数)

●事務負担はさほど変わらない	4 1
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	3 4
(主な理由) ・領収書等の記載事項の不備について確認できる ・補正の減少による事務負担の軽減に繋がった	
あまり意味のない取扱いだと思う。	5
(主な理由) ・不備のある領収書が存在しない ・国会議員関係政治団体に浸透していない ・領収書と請求書等の突合は政治資金監査人が行うものであり、監査を経た領収書等が添付されていれば、請求書等の都道府県選管への提出は必要ない	

(単位：選管数)

●事務負担が増えた。	6
収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う。	4
(主な理由) ・収支報告書の公開の向上に役立つと思うが、開示対象文書が増える点で開示請求の際に負担増となる	
あまり意味のない取扱いだと思う。	2
(主な理由) ・必要事項に不備がある領収書等であっても、領収書を徴し難かった支出の明細書等により対応可能である	

この調査結果によると、当該取扱いについて38の選挙管理委員会が「収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思う」と認識している一方、41の選挙管理委員会が事務負担についてほとんど変わらないと認識していることから、懸念される事務負担の増大についても許容できる範囲に収まっていると考えられる。

調査結果から、政治資金監査上の当該取扱い（必要記載事項に欠ける領収書等と必要記載事項を補完する他の書面とを併せて政治資金監査で確認し、それらの書面を公開できるようにしていること）は、政治資金の収支の公開の向上に役立つと考えられる。

そこで、法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいことはできないか。

現在、金融機関への振込により支出をした場合の提出書類の簡素化のための政治資金規正法施行規則の改正が検討されているところ。

○ 政治資金規正法施行規則の改正について  
(現行)

政治団体は、収支報告書と併せて

① 領収書等の写し

<領収書等を徴し難い事情があった場合>

② 領収書等を徴し難かった支出の明細書 (徴難明細書)

若しくは

③ 支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し

を提出しなければならないと政治資金規正法上規定されている。

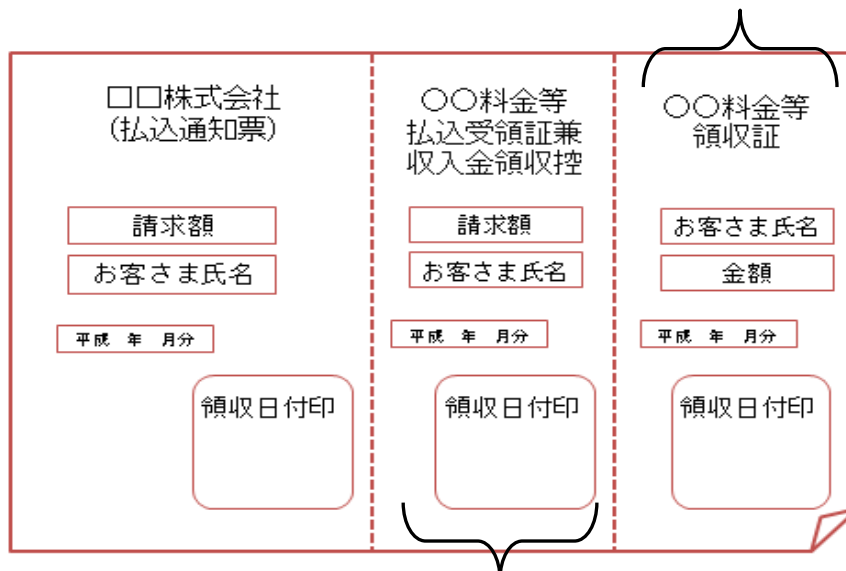
例えば、コンビニエンスストアや金融機関で、あるサービスに対する支払いを行う場合を想定する。

サービスの提供者と代理受領契約を結んでいるコンビニエンスストアや金融機関で支払いをした場合、当該コンビニエンスストア等が発行した書面に支出の目的、金額、年月日が記載されていれば領収書等となる。

一方、サービスの提供者と代理受領契約を結んでいない金融機関で支払いをした場合は、当該金融機関が発行した書面は振込明細書となり、当該振込明細書に係る支出目的書を別様で作成する必要がある。

【払込金受領証のイメージ図】

コンビニエンスストア等で支払った場合⇒領収書等



代理受領契約のない金融機関で支払った場合⇒振込明細書 (別様で支出目的書の作成が必要)

当委員会におけるこれまでの議論も踏まえて、政治資金規正法施行規則の改正が行われることとなった。

(改正案)

振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって「支出の目的を記載した書面」とすることができることとする。

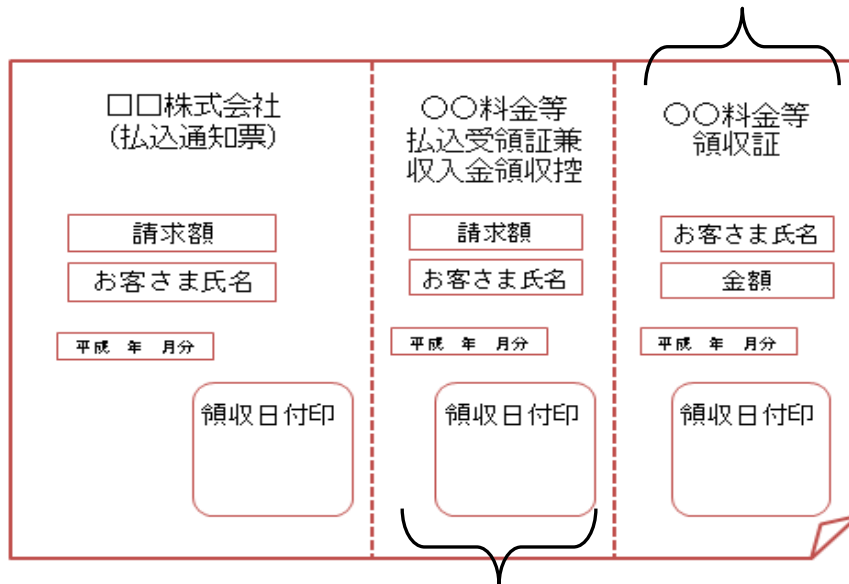
【改正後の政治資金規正法施行規則第 10 条第 2 項】

法第 12 条第 2 項に規定する領収書等を徴し難かった旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面は、それぞれ別記第 8 号様式及び別記第 8 号様式の 2 によるものとする。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって、支出の目的を記載した書面とすることができる。

この改正が行われることで、振込明細書に支出の目的が記載されていれば別様で当該振込明細書に係る支出目的書を作成することが不要となり、事務負担が軽減される。

また、支出の目的が記載された振込明細書については、収支報告書に併せて当該振込明細書の写しを提出することとなり、領収書等と同様の取扱いがされることになる。

コンビニエンスストア等で支払った場合⇒領収書等



代理受領契約のない金融機関で支払った場合⇒振込明細書  
(改正により、別様での支出目的書の作成は不要)

## 【Ⅱ】

領収書等の必要記載事項に「支出を受けた者」等を追加することについては、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（平成23年3月）において、検討の方向性が以下のとおり記されている。

「支出を受けた者」等を必要記載事項とすることについて

（中略）

法律上の取扱いとして、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかについては、国会議員関係政治団体においてはすべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること、領収書等の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること等を踏まえつつ、以下のとおり、検討を行っていくことが適当である。

ア 「氏名」

必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの記載を義務付けることが困難な事例をさらに検証しつつ、これらの事例の取扱い等も含め、検討を行う。

イ 「住所」

商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、税法上も必要記載事項とされていないこと等を踏まえつつ、記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討を行う。

この論点については、領収書等への氏名・住所の記載を義務付けることで政治資金の支出の状況がより明確になるという観点と、記載不備のある領収書等を増加させずになるべく領収書等を公開していくという観点を比較衡量し、慎重に検討することが必要ではないか。